

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
1	入札説明書	6	3.2					募集及び選定のスケジュールにて、入札説明書等に関する質問に対する回答公表後に、その質問回答を踏まえた質疑を提出する機会を頂くことはできますでしょうか。	選定スケジュール上、改めて質疑機会を設けることはできません。
2	入札説明書	10		3.3.2	(2)	(ウ)	(c)	入札参加資格申請書の雇用保険第7条に規定する届出の書類提出だが、何の書類で証するのでしょうか。労働保険料納付証明書等でよろしいでしょうか。また、業務実績を証する書類として契約書などと書かれているが、コリンズの提示で足りるのでしょうか。	前段は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「その他の審査項目（社会性等）」で確認します。なお、当該各項目について、「無」と表記されているが、その後に加入されている場合は、その項目に応じて「雇用保険適用事業所設置届事業主控（受理済）の写し」、「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書の写し」又は「社会保険に関する報告書（市が指定する様式）」をご提出ください。後段は、ご理解のとおりです。
3	入札説明書	19	3.6		(2)			「代表企業の議決権割合は最大となるものとする」とありますが、代表企業が最も高い出資割合を負担すると同様の意味との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書	3	1.4	1.4.4	(2)			設計・建設期間について、令和5年1月～令和7年3月までの27か月間が指定されておりますが、設計期間及び建設期間の各々については、特段のご指定はないと考えてよろしいでしょうか。言い換えれば、設計・建設期間中であれば、解体撤去その他の準備工事に当たり、現場で作業する時期に制約はないと考えてよろしいでしょうか。	現場作業の着手時期として令和5年10月を想定しています。原則その月以降から作業可能とします。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
5	要求水準書	3	1.4	1.4.4	(2)			現場作業の着手時期について、10月というのは、10月1日ということでしょうか。また、施設の所有権移転は令和7年3月31日とされておりますが、これは3月31日と理解してよいでしょうか。	現時点では、10月1日から本件施設用地を引き渡せるように進めています。施設の所有権移転は令和7年3月31日までとの理解でよいですが、施設引渡し日が土日祝日の場合は、その前の最終営業日としてください。
7	要求水準書	5	1.4	1.4.6	(2)			「堺市緑の保全と創出に関する条例」では緑化率15%以上となりますが、「(仮称) 堺市立学校給食センターPFI 導入可能性調査業務報告書(令和3年3月)」P7②外構計画では、「敷地面積の20%以上を緑地とする」と記載されています。必要な緑化率に関してご教示願います。	緑化面積基準は、堺市緑の保全と創出に関する条例の別表中、「建築物の用途：工業運輸供給施設」に定める式を用いてご算出ください。
8	要求水準書	7	1.4	1.4.7				敷地概要の記載において「インフラ整備に関しては、事業者にて各管理者と協議を行い接続箇所・方法を決定すること」とありますので、各管理者と個別協議を行い提案内容を決定することと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書	8	1.4	1.4.7				敷地内既設インフラ設備及び制約事項、(ウ) 泉北送泥ポンプ場への高圧配管の更新ができるスペースとは、ハンドホール付近を考慮すればよいのか、配管ルート全体について考慮すべきなのかご教示ください。	配管ルート全体の直上に工作物を設置することは避けてください。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
10	要求水準書	8	1.4	1.4.7				「敷地概要」-「その他」 薬注タンクの北西側に隣接した位置に約10m四方を確保するように記載がありますが、10 t ラフテールクレーンの大きさ・配置を事業者にて検討し、適切な作業が可能であれば、正方形でなく、同等の面積の長方形でもよろしいでしょうか。	泉北送泥ポンプの管理者が更新方法を決定するため、基本的には要求水準書に記載のとおり作業スペースを確保できるように工夫してください。
11	要求水準書	8	1.4	1.4.7				「敷地概要」-「その他」 本件施設用地内には、散水栓用の給水管や照明用の電気配管など位置が不明瞭な配管が埋設されているため留意することとありますが、「インフラ現況図」に記載がなく、新設建物や屋外配管の工事の際に発見された場合には、費用や対処は協議していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	発見された場合は、市と事業者にて協議して判断します。
12	要求水準書	8	1.4	1.4.8	(2)			「1ライン2献立」とあります。このラインの献立をA,Bとすると、もう1ラインの献立はA,Bでしょうか。あるいはC,Dでしょうか。	2ラインともにA,Bの献立を想定しています。
13	要求水準書	9	1.4	1.4.8	(6)			学級数に特別支援学級は含まれていないとの事ですが、記載されている学級数以外で特別支援学級がありましたら各配送校毎にお示し下さい。	支援学級への配膳は予定しておりません。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
14	要求水準書	10	1.4	1.4.8	(6)			「給食調理ライン（8,000 食/日）により2 つの配送グループに分ける予定であり、そのグループ分けについては入札公告時に明らかにする」とありますが、どこにあるのでしょうか。	要求水準書の添付資料13「配送校の配膳室備品一覧・配送校内訳表」をご確認ください。なお、要求水準書の当該記載については修正します。
15	要求水準書	12	2.2	2.2.2				施設整備に伴う各種申請業務において、「開発許可が不要の場合でも、関係機関と協議を行い、技術基準を満足すること」とありますので、関係機関との個別協議を行い提案内容を決定することと考えてよろしいですか。	堺市宅地開発等に関する指導基準等に定める技術基準について、関係機関に確認していただくことは問題ありません。
16	要求水準書	12	2.2	2.2.2				実施方針等に関する個別対話の結果において、「開発工事行為等について」の質問事項に対し、「都計法第29条第1項第3号により、開発許可手続きは不要となる予定」との回答をされていますが、「堺市開発行為等の手続に関する条例」の手続きに関して、方針等がありましたらご教示ください。	堺市開発行為等の手続に関する条例第4条第1項に基づく「開発行為等に係る適用法令等要否判定依頼書」の提出は必要となりますが、本条例第7条による事前協議は不適用となる予定です。ただし、市は、要求水準書に記載のとおり、「本件施設の整備において「堺市開発行為等の手続に関する条例」が適用されない場合でも、同条例の趣旨を踏まえて関係機関と真摯に協議を行い、同等以上の技術基準を満足すること。」を求めています。
17	要求水準書	12	2.2	2.2.3	(1)			交付金申請用の設計図書及び積算書等の提出資料の作成支援とありますが、積算基準等をご教示ください。	積算基準等はありません。事業者提案で必要な費用を計上してください。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
18	要求水準書	17	3.2		(7)			「配送・配膳リハーサルにおける光熱水費は事業者負担とする。」とありますが、給食センターで発生した光熱水費という理解でよろしいでしょうか。(各配送校で発生した光熱水費は市側の負担ということで宜しいでしょうか)	ご理解のとおりです。
19	要求水準書	21	4.1	4.1.9				維持管理業務の実施に必要な消耗品は、市職員用事務室など事業者が使用しない部分も含めて、全て事業者の調達とありますが、使用頻度などのコントロールが事業者ではできないことから、市職員用事務室は市が調達することに変更できないでしょうか。	原案のままとします。
20	要求水準書	38	5.3	5.3.1	(2)	(工)	(a)	冷凍ベーコン・ハム等の冷凍肉加工品について「(野菜下処理室で処理する)」とありますが、保管についても野菜下処理室に隣接した冷蔵庫で、野菜類と一緒に保管するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	要求水準書	39	5.3	5.3.1	(2)	(コ)	(e)	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問No.94において、「専用配送容器」の形状および使い方について、「アレルギー対応食を入れた専用容器を中学校ごとにひとつにまとめるための「専用配送容器」を準備し、それをコンテナに積み込むことを想定」と回答頂いておりますが、コンテナ自体を学校ごとに計画するため、コンテナが「専用配送容器」を兼ねるという方法でもよろしいでしょうか。学校ごとに複数人分を入れる容器というのは、大きくなりすぎる可能性があり、それをコンテナへ積載するというのは、あまり現実的な方法ではないように思われます。	アレルギー対応食については、対象生徒に確実に提供する必要があります。学校の配膳担当者が、漏れなく、対象生徒分のアレルギー対応食を受け取り、確認することができるよう、給食センターにおいて学校毎にアレルギー対応食をとりまとめて容器に入れ、コンテナに掲載することを想定しています。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
22	要求水準書	42	5.3	5.3.1	(3)	(ウ)	(b)	配送と回収について、配送は40分前に学校に到着とありますが、回収については何分前といった決まりはあるのでしょうか。	回収時間は学校との協議が完了後に提示します。現時点では、配送・回収計画は事業者の提案に委ねます。
23	要求水準	45	5.3	5.3.1	(6)			各配送校から給食センターに回収する残渣は、給食センターで調理したもののみ（直接学校に配送されるパンや牛乳など除く）という理解で宜しいでしょうか。	学校に直送される牛乳・パン等の残渣は学校で処理しますが、給食センターから学校に配送する給食の残渣やふりかけ等の袋については、事業者での処分とします。
24	要求水準書	46	5.3	5.3.1	(7)	(イ)	(c)	食器等については、最低2回は更新を行うこととし、とありますが、トレイ、はし、先丸スプーン、スプーンとおし、はしかご、食器かごも含まれるという理解でよろしいでしょうか。	配膳器具（要求水準書の6.3.8.(1)の【配膳器具使用一覧】参照）並びに、長方形トレイ、先丸スプーン、スプーンとおし、はしかご、食器かごについては耐久年数が10年以上であれば最低1回更新を行うことを可とします。これについて、要求水準書を修正します。
25	要求水準書	51	6.1					「煮炊き調理室等の様子を1階フロア又は2階フロアから確認できるようにすること。」とされておりますが、最低限、煮炊き調理室が確認できればよいと考えてよろしいでしょうか。また、確認できるという状態は、ガラス越しに直接目視でなければならないのか、カメラ等と通信手段を用いて、1階又は2階に設置された事務室等から確認できることで充分なのでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段については、ガラス越しに直接目視できるように設置してください。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
26	要求水準書	51	6.1					「煮炊き調理室等の様子を確認する」趣旨について、実施方針等に関する個別対話の結果No.155には、「モニタリングの一環として目視確認」とされておりますが、どの程度の目視確認を想定されているのでしょうか。例えば、調理従事者の手元の動きを確認するなど、一定以上距離が離れたガラス越しの目視では、確認できる内容も限られてくると存じます。	煮炊き調理室等の確認については、ガラス越しに直接目視することを想定しています。距離等については事業者の提案に委ねます。
27	要求水準書	51	6.1					モニタリングのための目視確認について、利用頻度を教えてください。	目視確認について、現時点で利用頻度などの想定はありません。給食センターに勤務する管理栄養士は、原則、給食センター内（調理場）に入って調理作業などを確認します。主に管理栄養士以外の職員が目視確認するためのものであり、利用頻度は高くありません。
28	要求水準書	51	6.1					給食物資配送拠点エリアについて、給食調理エリア等と切り離し、別棟として整備することは可能でしょうか。	給食物資配送拠点エリアと給食調理エリアはともに学校給食の提供に必要な施設であり、用途不可分の関係であることから別棟として整備することも可能です。
29	要求水準書	51	6.1					給食物資配送拠点の記述にある「受託者」というのは、どのような業種の事業者でしょうか。また「外部者用トイレ」で使われている「外部者」とはどのような職種を指すのでしょうか。	「受託者」とは堺市の委託を受け、学校給食に使用する食材を調達する業者です。外部者用トイレの「外部者」は要求水準書の6.2.3.給食物資配送拠点エリア（1）物資配送区域の概要・要求水準の物資配送区域の諸室名「外部者用トイレ」に示しているとおり、「物資配送員、物資点検員」を指します。
30	要求水準書	52	6.2	6.2.1	(1)	荷受室	(工)	(ウ) では野菜類荷受室、肉・魚・卵類荷受室、米荷受室の3室を設置すること。とありますが、(エ) では個包装常温品専用の荷受室を設置すること。とあります。荷受室は、合計4室必要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、衛生上の配慮を十分に行った上で、個包装常温品の荷受室を「配送・コンテナプールゾーン」に設置することも可とします。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
31	要求水準書	52	6.2	6.2.1	(1)	皮むき室	(工)	「根菜用冷蔵庫を設置」とありますが、「堺市中学校給食衛生管理マニュアル（案）」P14には、根菜（じゃが芋など）の保存は「常温」と記載があります。衛生管理マニュアルの記載内容によらず、前日に入荷されたすべての食材を冷蔵、もしくは冷凍で保管しなければいけないのでしょうか。	前段については、給食に使用する食材は前日配送となるため、暑い時期等の納品後から使用までの時間を考慮して、根菜についても根菜用冷蔵庫を設置します。後段については、現時点では、前日に納品された食材については、原則、「堺市中学校給食衛生管理マニュアル（案）」に基づき保管する予定ですが、事業開始時に、使用する食材の規格等を勘案して保管基準等を精査します。
32	要求水準書	54	6.2	6.2.1	(2)	油庫	(ウ)	ローリー車を使用して油を納品することを前提とした構造とすること。とありますが、何を懸念されておられるかご教示下さい。	トラックが大きいため、回転幅・アスファルトの耐久性などを考慮してください。
33	要求水準書	54	6.2	6.2.1	(3)	炊飯室	(イ)	炊飯のラインについて、8,000食のラインが2つ必要となりますが、この8,000食のラインを4,000食2ラインという形の炊飯設備でも良いのでしょうか。	要求水準書で示しているのは16,000食を8,000食の2ラインであり、8,000食のラインを4,000食の2ラインに分割するかどうかは事業者の提案に委ねます。
34	要求水準書	57	6.2	6.2.1	(6)	備蓄食品庫	(ア)	「給食で使用する備蓄物資（レトルト食品）を保管」とありますが、どのような場合に使用するのでしょうか。また、使用頻度や提供方法などの想定はありますか。（湯煎ができる場合は、温めて袋のまま保温食缶に入れて配送する、など）	備蓄物資はカレーとご飯が一体となっているレトルト食品を想定しています。第1センターの各ラインに8,000食分ずつ備蓄できるようにしてください。また、備蓄物資は、給食センターの停電等により給食が提供できない場合等に提供することを想定しており、湯煎等を行う予定はありません。なお、備蓄して1年間が経過した場合は、献立に組み入れて提供することとし、新たな備蓄物資を保管することを想定しています。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
35	要求水準書	60	6.2	6.2.2	(4)			その他付帯施設の概要・要求水準による、防火水槽、受水槽、除外施設の設置については、各管理者と個別協議を行い提案内容を決定することと考えてよろしいですか。	その他付帯施設の設置基準について、関係機関に確認していただくことは問題ありません。
36	要求水準書	60	6.2	6.2.2	(4)			各管理者との事前協議をしても構わないとのことだが、事前協議に行った際には、案件名をお伝えした上で協議をしてよいでしょうか。	関係機関の確認について、一般的な解釈を確認することは問題ないと考えており、その説明に当たり案件名は伝えるほうがわかりやすい場合は伝えてもらって構いません。
37	要求水準書	62	6.2	6.2.3	(1)			車両洗浄スペースは車両待機スペースの一部を兼用することは可能でしょうか。	兼用することは可能です。
38	要求水準書	62	6.2	6.2.3	(1)			給食物資の配送拠点エリアに関して、物資配送車両の待機車両動線等についてご教示ください。また、物資配送車両は夜間は敷地内に駐車すると考えてよろしいでしょうか。	前段の物資配送車両の待機車両動線等については、市が別で委託する給食物資調達・配送業務が円滑に行えることを踏まえ、提案してください。後段については、物資配送車両は、夜間、給食センター敷地内に駐車しません。
39	要求水準書	69	6.3	6.3.2	(1)	(イ)		「市職員用事務室及び事業者用事務室に集中管理パネルを設置し、一括管理を行うこと」と記載がありますが、電灯スイッチ以外、自動火災報知や警報などの表示が両室に必要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
40	要求水準書	71	6.3	6.3.2	(6)	(ウ)		時刻表示装置はプログラムタイマー、電子チャイム等の必要な機能を有するものとすると思いますが、これらの機能は拡声設備の機能として有することでも宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書	72	6.3	6.3.2	(9)	(ウ)		作業モニタリングを目的とするカメラの録画映像について、画質・録画レート・録画日数の要求は有りますでしょうか。	作業モニタリングを目的とするカメラの録画映像については、学校で閲覧できる映像となることを考慮して画質等の設定をしてください。
42	要求水準書	73	6.3	6.3.3	(2)	(サ)		集中管理はエアコンのみでしょうか。換気についても必要でしょうか。下記全てでしょうか。 エアコン 外調機 給気ファン 排気ファン	集中管理について、本件施設の維持管理、セルフモニタリング等を考慮した上で、事業者の提案に委ねます。
43	要求水準書	73	6.3	6.3.3	(2)	(サ)		「市職員用事務室及び事業者用事務室で集中管理を行う」とのことですが、全ての諸室において2室で集中管理をされるという認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書	73	6.3	6.3.3	(2)	(サ)		集中管理はON/OFFのみの管理ではなく、室温設定、スケジュール管理も必要でしょうか。	管理する内容は提案に委ねますが、本件施設の維持管理、セルフモニタリング等を考慮して提案してください。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
45	要求水準書	79	6.3	6.3.6	(1)	(ア)		市職員事務室は何人分の椅子、事務机を準備すればよろしいかお示し下さい。	市職員用事務室で執務する市職員の人数は、第1学校給食センターでは、最大で13名を想定しています。
46	要求水準書	80	6.3	6.3.6	(1)	(ア)		市職員事務室の複合機のコピー用紙は貴市負担との事ですが、トナー代も貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	複合機はカラープリンターに変更します。カラープリンターを使用する際に必要な消耗品は市で負担します。要求水準書の6.3.6.什器備品(1)(ア)の市職員用事務室の表を一部修正します。
47	要求水準書	80	6.3	6.3.6	(1)	(ア)		市職員事務室にて事業者が準備するパソコンの仕様をお示し下さい。	事業者が調達する市職員用事務室のパソコンは、事業者が行う食育等支援業務のうち広報支援業務として製作されるホームページシステムにアクセス及びその簡易な作業ができる仕様をご提案ください。市が別で調達する行政情報ネットワーク用のパソコンでは、セキュリティ上、事業者が製作されるホームページシステムにアクセス等ができません。
48	要求水準書	80	6.3	6.3.6	(1)	(ウ)		市職員用更衣室何人分（男女毎）のロッカーを準備すればよろしいかお示し下さい。	市職員用事務室で執務する市職員の人数は、第1学校給食センターでは、最大で13名を想定しています。男女比率については、事業者の提案に委ねます。
49	要求水準書	80	6.3	6.3.6	(1)	(カ)		市職員・来客者用玄関は何人分（男女毎）の下駄箱を準備すればよろしいかお示し下さい。	事業者の提案に委ねます。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
50	要求水準書	84	6.3	6.3.8	(1)			【食缶の組合せ例】最大例で、5つの食缶全ての使用を想定されていますが、資料10では、5つの食缶全てを使用する献立はNo.1のみのようです。しかも、カレーじゃこは量が少ない（ふりかけのようなものをイメージしています）ため、5点目の食缶は4リットル程度の小型の食缶でもよいのではないのでしょうか。コンテナ積載計画や、食缶の収納スペースに大きく影響するため、再検討をお願いいたします。	様々な献立の組合せや1人分の分量を考慮して食缶のサイズと数を決定しているため、原案のとおりとします。
51	要求水準書 資料2							「事業用地現況測量図」における泉北水再生センターとの境界線の詳細を確認させていただけますでしょうか。	事業用地現況測量図において、泉北送泥ポンプ棟の敷地を除いた赤線で囲われた敷地を本件施設用地と定めています。
52	要求水準書 資料2							事業用地現況測量図をご提示いただいておりますが、添付資料5一식에記載の汚水マンホールの記載が見当たりません。杭や建物位置に関わる重要な情報だと考えておりますので、情報のご提示をお願いいたします。なお、現地説明会でも探しましたが見つけることができませんでしたので、お願いいたします。	要求水準書の添付資料2「事業用地現況測量図」に記載のマンホールより北東約11.4mの位置にあります。詳細は別紙位置図をご確認ください。
53	要求水準書 資料2							事業用地現況測量図をご提示いただいておりますが、現況の樹木の情報（位置、高さ、幹回りなど）の記載がありません。配置計画や撤去費用に大きく影響するため、情報のご提示をお願いいたします。	現況の樹木に関する資料や情報はありません。現地見学会でご確認いただいた現状での引渡しとなります。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
54	要求水準書 資料2							事業用地現況測量図にて敷地境界が明快になっておりませんが、貸借したデータ内の「仮丈量図」の区域が今回敷地境界ラインになると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書 資料7	26	9	(5)	配膳	①		「生徒の食器食缶等の受け取り時は、必ず配膳担当が立ち合い、生徒の安全衛生に十分注意し、クラス毎に確実に受け渡しが行えているか確認する」とありますが、認識としては配膳員がコンテナから食器や食缶を出して生徒様に渡すのではなく、配膳員はコンテナから生徒様がやすいように、声掛けをしたり、配置場所を伝えたりするという認識で大丈夫でしょうか。また別途配膳スペースがある学校は別ですが、配膳室のみの場合は受け渡し時は1名でも問題ないのでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、生徒に安全に給食を提供できることを考慮し、配膳担当者の配置をしてください。
56	要求水準書 資料7	26	9	(5)	配膳	②		「生徒が食器具を落とした時等の為に、鍋でお湯を準備しておく」とありますが、消し忘れ防止やガス漏れなどのリスクを考えてポット等でお湯の準備では不可でしょうか。	生徒が食器具を落とした際など緊急時に煮沸消毒ができる環境を整えておくため求めているものであり、ポットによる給湯では煮沸消毒は難しいと考えます。
57	要求水準書 資料9							主菜・副菜・汁物のおかずのみにフードプロセッサー等の機器を使用して加工する認識でよろしいでしょうか。	副食については、十分に加熱し温度確認を行った通常給食を刻む等の調理を行う想定です。主食については、ごはんを保温容器に入れ、湯に浸して提供することを想定しています。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
58	要求水準書 資料9							主食について、お粥やパン粥等の調理を行う想定はありますでしょうか。また、パンを刻む加工調理の予定はありますでしょうか。	ごはんは保温容器に入れ、湯に浸して提供することを想定しています。パン粥やパンを刻む想定はありません。
59	要求水準書 資料10							資料10で献立を示していただいているが、その中でA献立で実施する献立の一部が、B献立でも実施する場合はあるのでしょうか。(行事食等)	同一日に、A献立とB献立で同じ献立をすることはありません。
60	要求水準書 資料10	No. 1						献立No. 1「肉じゃが」に三度豆を使用しておりますが、筋取りは当日作業との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書 資料10	No. 10						想定献立にフルーツコンポートとありますが、小学校でのフルーツコンポートの工程について教えてください。	要求水準書の添付資料10「献立（想定）」にある調理方法と同じです。なお、小学校ではアガーは使用していませんが、中学校給食ではアガーを使用する予定です。
62	要求水準書 資料10	No. 10						パイン缶などの缶詰は加熱するのでしょうか、またカットする必要があるのでしょうか。	果物缶詰はカットされているものを使用する予定で、缶詰であっても加熱します。なお、生のリンゴなどを使用する場合はカットします。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
63	要求水準書 資料11							給食物資配送拠点は資料11によると小学校用の生鮮野菜が午前5時から納品があるようですが、門扉の鍵の管理はどのようにするのでしょうか。	給食物資調達・配送業務を担う受託者が管理しやすいように提案してください。
64	要求水準書 資料11							給食物資調達・配送業務の光熱水費は、学校給食がない8月も、他の月とほぼ同様の使用量があるのはなぜですか。	市が、別途、委託する給食物資調達・配送業務は、学校給食調理場での調理作業ではなく、執務室における事務作業であり、給食がない8月において他の月と同様の業務量があるため、光熱水費においても同様の使用量となっています。
65	要求水準書 資料12							各中学校の正門から配膳室までの搬入・搬出ルート幅員・上空障害等々の有無の確認はできますでしょうか。また、搬入ルートに車両が進入するにあたって接触の恐れがある障害物（例：木の枝や駐輪場）がある場合、安全に走行できるよう障害の排除にご協力いただけるのでしょうか。	前段の各中学校の確認については、事業契約締結前の実施は予定しておりません。各中学校の搬入・搬出ルートにおいて、改修等が必要な学校については令和7年度までに市が改修する予定です。配膳室の現地確認については、事業契約締結後に実施します。
66	落札者決定基準	4	3	2	(4)	ア	(ア)	落札者決定基準に「堺市中学校給食改革実施方針」を踏まえた提案がなされているか、また、「堺市中区地域計画」を踏まえた提案がなされているか、と記載がありますが、両者の方針は少し違うように感じています。	堺市中学校給食改革実施方針は、全員喫食制給食を進めるに当たり懇話会等を開催し、堺市の中学校給食の考え方を示したものです。堺市中区地域計画は第1給食センターの建設用地である中区の将来像等が示されたものです。具体的な評価に当たっては、堺市PFI事業検討委員会に委ねています。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
67	様式集	様式9						建設業務に当たる者の添付書類について、 ・雇用保険法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っている者であることを証する書類 ・健康保険法第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であることを証する書類 ・厚生年金保険法第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であることを証する書類 を求められていますが、経営規模等評価結果通知書に記載されている「その他の審査項目（社会性等）」の中で ・雇用保険加入の有無「有」 ・健康保険加入の有無「除外」 ・厚生年金保険加入の有無「有」 の記載での対応は可能でしょうか。	対応可能です。なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「その他の審査項目（社会性等）」の各項目について、「無」と表記されているが、その後に加算されている場合は、その項目に応じて「雇用保険適用事業所設置届事業主控（受理済）の写し」、「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書の写し」又は「社会保険に関する報告書（市が指定する様式）」をご提出ください。
68	様式集	様式26-1						物資配送拠点施設の平面図、立面図、断面図について、各紙面の枚数制限があるため掲載方法をご教示ください。	図面集に枚数制限はありません。
69	様式集	様式26-1						給食物資配送拠点エリアの施設に関して、施設平面図、施設立面図、施設断面図は別紙にて作成することでよろしいでしょうか。	施設断面図は別紙としてください。また、配置図、施設1階平面図、施設立面図など給食センターと関連性を表現する図面に関しては、1枚の用紙に収まるのであれば、1枚で表現してください。ただし、施設立面図において、配置上給食センターで給食物資配送拠点エリアが表現できない場合は、別で作成してください。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
70	様式集	様式 26-1						図面集の「調理動線」と様式35-2-2の「作業動線」についてですが、「調理動線」は一般的な食材の動線を記載、「作業動線」は指定された献立についての食材の動線を記載という理解でよろしいでしょうか。	図面集の「調理動線図」は「作業動線図」の誤りです。様式26-1に記載の※6について、「調理動線図」を「作業動線図」に変更します。
71	基本協定書（案）	6	第8条	第2項				事業予定者の解散後に債務が残っていた場合に、構成企業が当然に債務引受するとの規定は、基本協定であり見かけない規定であり、また、帰責性の有無にかかわらない点で、構成企業にとって過度な負担となりますので、削除をご検討いただければと存じます。	原案のままとします。
72	基本協定書（案）	7	第11条	第2項				第7条第5項第2号から第5号の該当性に対する違約金が「契約金額となるべき金額の100分の20に相当する金額」と記載されておりますが、本案件は200億円を超える大型の案件であり、想定される違約金が約40億円程度と過大な金額となっているかと存じます。企業の事業への参入障壁にもなりますので、第7条第5項第1号又は第6号から第12号の該当性に対する違約金と同様にして頂けないでしょうか（サービス対価Aの100分の10に相当する金額）。	原案のままとします。
73	基本協定書（案）	7	第11条	第3項				市は「落札者」に対し、違約金等を請求することができると記載がございましたが、第11条第2項と同様に「帰責性を有する者」に対し請求するという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
74	事業契約書（案）	30	第82条	第1項				内閣府より公表されている「契約に関するガイドライン」において、「違約金の額の設定にあたっては、①選定事業の内容等により解除によって管理者等が被る損害額の見込み額が異なること、②額が過少な場合には選定事業者に対する事業継続への経済的動機付けが小さくなる一方、額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要がある。」と記載がございます。①について、事業契約書（案）第82条第1項に基づく40億円程度の違約金が課されることとなり、事業者再選定に係る費用等の契約解除により貴市が被る損害額と比較し過大となると思料致します。②について、プロジェクトファイナンスによるSPCの資金調達に際しては、金融機関より履行保証保険の付保や違約金相当額のリザーブ資金等の対応を求められるケースが多いことから、違約金が高額となることで、資金調達が困難になることや、違約金対応のためのコストが高額となり事業費の圧迫につながる事が予想されます。従いまして、談合その他不正行為に係る違約金についても、事業契約書（案）第83条～第85条における違約金と同額としていただけますでしょうか。事業契約書（案）P.39第112条第4項（暴力団等排除に係る契約解除及び違約金）につきましても、上記と同様に、第83条～第85条における違約金と同額としていただけますでしょうか。	原案のままとします。
75	事業契約書（案）	54	別紙4-1	5	(1)	ウ		「本契約の効力発生日から12か月を経過した後に確定している指数の変動が3か月経過して1000分の15を超える場合に限るものとし、」と記載されておりますが、これでは物価改定の対象は事業契約締結より、最短でも15か月を経過後の残工事出来高が対象になると思います。事業契約締結より15か月後となりますと、工事かなり進んでいると思いますので、「本契約の効力発生日から12か月を経過した後に」を「着工日が属する月以降」にしていただけないでしょうか。	サービス対価Aの改定に係る基準について、「本事業の入札公告日が属する月から本契約の効力発生が属する月の先月までの確定している指数の平均値」を「入札日が属する月に確定している指数」とし、「本契約の効力発生日から12か月を経過した後に確定している指数の変動が3か月継続して1000分の15を超える場合に限るもの」から「3か月継続して」を削除します。なお、事業契約書の当該記載について修正します。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
76	事業契約書（案）	54	別紙 4-1	5	(1)	ウ		サービス対価Aの改定について、比較の対象となる指標が「本事業の入札公告日が属する月から本契約の効力発生が属する月の先月までの確定している指数の平均値」とされておりますが、貴市にて設定された予定価格は入札公告日が属する月の指数に基づいているものとして、比較対象となる指標を「本事業の入札公告日が属する月の確定している指数」としていただけますでしょうか。	サービス対価Aの改定に係る基準について、「本事業の入札公告日が属する月から本契約の効力発生が属する月の先月までの確定している指数の平均値」を「入札日が属する月に確定している指数」とし、「本契約の効力発生日から12か月を経過した後に確定している指数の変動が3か月継続して1000分の15を超える場合に限るもの」から「3か月継続して」を削除します。なお、事業契約書の当該記載について修正します。
77	事業契約書（案）	54	別紙 4-1	5	(1)	ウ		サービス対価A の改定の請求について、3 か月継続して1000分の15 を超える指数の変動が確認された日より、1 か月以内かつ、本件施設の引渡しの日より、3 か月前までに書面により行わなければならない、とありますが、3か月継続するという要件にされているのはなぜでしょうか。工事費（部材単価含む）が高騰している社会情勢の中、事業者にはリスク負担が寄った内容であると考えます。	サービス対価Aの改定に係る基準について、「本事業の入札公告日が属する月から本契約の効力発生が属する月の先月までの確定している指数の平均値」を「入札日が属する月に確定している指数」とし、「本契約の効力発生日から12か月を経過した後に確定している指数の変動が3か月継続して1000分の15を超える場合に限るもの」から「3か月継続して」を削除します。なお、事業契約書の当該記載について修正します。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
78	事業契約書（案）	54	別紙 4-1	5	(1)	ウ		サービス対価Aの改定の請求を行うことができる時期について、「本契約の効力発生日から12か月を経過した後」とされておりますが、昨今の市況下においては、わずか数か月でも物価急騰により、民間事業者が過大なリスクを負担せざるを得ない可能性があります。そのため、事業契約から着工までに相当の期間を要することを考慮し、改定の請求を行うことができるタイミングとして、「着工前」に1回改訂を請求できるタイミングを設けていただくとともに、「指数の変動が3か月連続して1000分の15を超える場合に限り」とことから、前回改定時の建設物価を指標とし、前回改定から3か月を経過するたびに、改定を請求することができるとしていただけませんか。	サービス対価Aの改定に係る基準について、「本事業の入札公告日が属する月から本契約の効力発生日が属する月の先月までの確定している指数の平均値」を「入札日が属する月に確定している指数」とし、「本契約の効力発生日から12か月を経過した後」に確定している指数の変動が3か月継続して1000分の15を超える場合に限るもの」から「3か月継続して」を削除します。なお、事業契約書の当該記載について修正します。
79	事業契約書（案）	56	別紙 4-2	3	(1)			サービス対価Cの請求可能時期の1回目が、2025年7月とあります。供用開始は同年6月なので、四半期ごとの請求であれば6月から3か月が経過した翌月の25年9月ではないでしょうか。	サービス対価Cの第一回目に関しては6月のみの請求となります。
80	事業契約書（案）	58	別紙 4-2	3	(2)			サービス対価Cの変動料金も前記質問と同じようになると思います。そうすると脚注の※の部分の四半期のくくりが、4～6月のようにはならないと思いますがいかがでしょうか。	サービス対価Cの第一回目に関しては6月のみの請求となります。